

「尾鷲市過疎地域持続的発展計画（案）」（令和8年度～令和12年度）に関するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間 令和7年11月25日（火）～令和7年12月9日（火）

2 意見提出数 1名（意見数 2）

3 意見の内容と本市の考え方

No.	意見内容	本市の考え方
1	<p>①高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 須賀利町は高齢化率90%で、みなさん足腰が悪く、日常の買い物もやつとのことでしている状態です。 介護保険では、通院介助が要介護1以上の方しかサービスがありません。 市立病院まで車で片道40分かかります。 要支援の人にも通院介助をしてもらえないでしょうか。 透析を受けておられる人は、週3回の通院が必要です。 せめて片道だけでも、通院介助のサービスを受けられないでしょうか。 介護保険のサービスで、それを受けてくれる事業者はありません。 要介護3の介護度の人です。</p> <p>②ゼロカーボンシティの取り組みから一次産業の活性化につなげるため事業の推進 須賀利湾の海岸には、発泡スチロール性のフロートが放棄されていて、くずれて海にまざっています。 船をつなぐ浮きとして使われているフロートもカバーがなく、くずれています。 ゼロカーボンシティをめざすのなら、これらの処理をしていただきたいです。 海がきれいになれば、今やっている養殖業や定置網など、漁業がさかんになると思います。</p>	<p>①高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 介護保険の「通院等乗降介助」サービスは、身体機能や認知機能の低下が見られる要介護者が、安全かつ継続的に外出できるよう支援することを目的としています。そのため、現在の制度では、症状が比較的軽微とされる「要支援」の方は対象外となっております。要支援の方の移動や付き添いにつきましては、地域の実情や状況に応じて、福祉有償運送や福祉タクシーなどの移動支援サービスをご利用いただいているのが現状であります。 要介護者へのサービス提供と事業所の現状について、要介護3の方など、要介護認定を受けている方が訪問介護を利用して病院への移動支援を受けること自体については、制度上の制限はありません。 しかしながら、管内における訪問介護サービスの需要増加に加え、慢性的な介護人材の不足により、事業所の判断で遠方への対応が困難となるケースが生じているのが実情です。制度は存在するものの、実際にはサービスを受けにくい状況があることについては、本市としても重く受け止めております。 今後、高齢化の進行により、通院や買い物などの移動に支援が必要な方が更に増えることが見込まれます。このような状況の中、介護保険サービスだけでは対応が難しい制度的な制約があることを踏まえ、介護保健制度以外の移動支援の方法について検討が必要であると考えており、ふれあいバスをはじめとする公共交通の充実を図るとともに、運転ボランティア等を活用した新たな移動手段の構築など、市民の皆さまが安心して通院・外出できる環境づくりに向けて、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>②ゼロカーボンシティの取り組みから一次産業の活性化につなげるため事業の推進 本市において現場を確認しましたところ、ご指摘のとおりでございました。 須賀利漁港周辺に見られる発泡スチロール性フロートにつきましては、漁港を利用している漁業者の漁具である可能性が高いことから、土地の所有者でもある三重外湾漁協尾鷲事業所及び、エリアを担当する三重外湾漁協長島事業所へ連絡し、漁業者を含めた清掃処理等の対応を図っていただいているところです。 今後も引き続き、須賀利漁港の利用にあたり、漁具等などの整理整頓や清掃処理を継続して行うよう指導するとともに、ゼロカーボンシティの取り組みが一次産業の活性化に寄与できるよう努めてまいります。</p>